

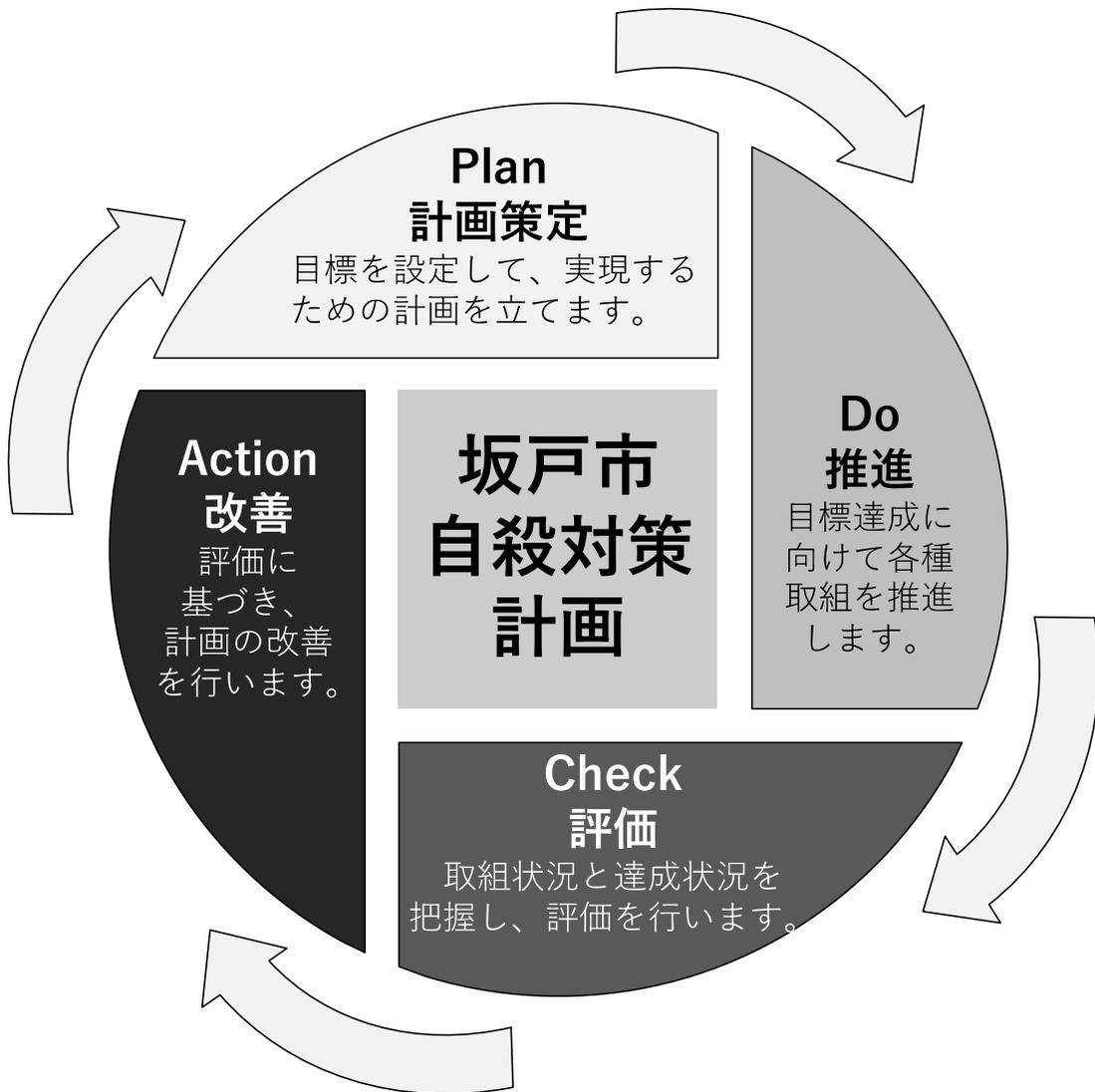
第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

本計画の進行管理は「PDCA サイクル」を用いて実施します。計画策定（Plan）後の推進（Do）では、市民、各主体と本市が協働しながら目標達成に向けて各種取組を推進し、評価（Check）は「坂戸市自殺対策計画審議会・坂戸市自殺対策庁内推進委員会」において行い、本市が主体となって改善（Action）します

【 図5-1 PDCA サイクル 】



(2) 坂戸市自殺対策計画審議会

学識経験者（大学教員等）、関係行政機関の職員、社会福祉、医療又は雇用に関する職務に従事する者、市民の代表者、公募に応じた市民で構成しています。

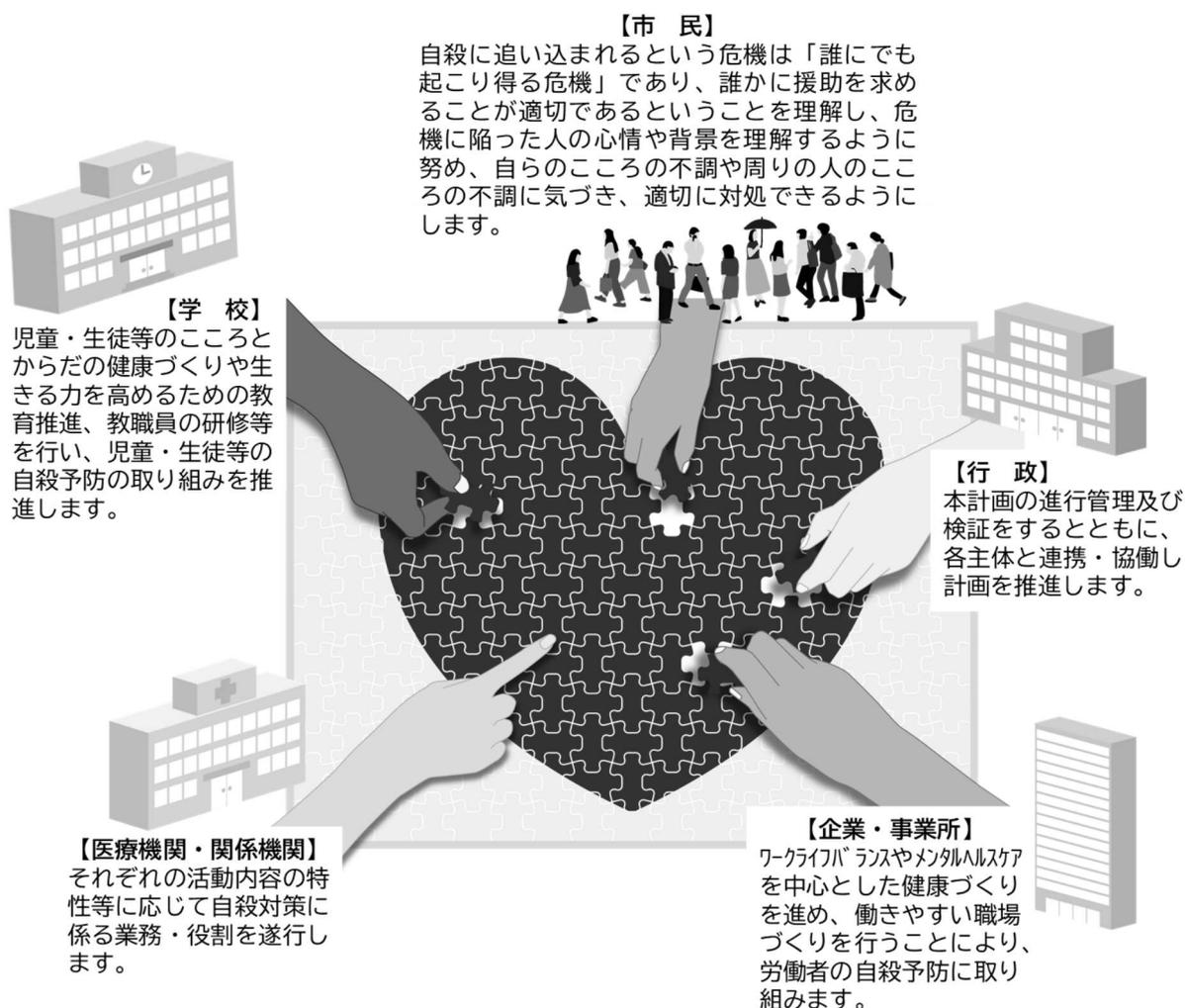
本計画の策定及び推進等に必要な事項について調査及び審議を行います。

(3) 坂戸市自殺対策庁内推進委員会・坂戸市自殺対策庁内推進担当者会議

主に「生きるための支援施策」を実施する関係所属長で構成される「坂戸市自殺対策庁内推進委員会」及び所属長が指名する職員で構成される「坂戸市自殺対策庁内推進担当者会議」において、自殺対策の推進を全庁的な取組として総合的かつ効果的に推進します。

2. 各主体の役割

【 図5-2 各主体の役割 】



3. 関係機関との連携強化

保健・医療・福祉等の各分野及び関係機関が連携し、個人情報保護に留意しながら情報を共有する仕組みを構築・強化することにより、自殺を未然に防ぎ、適切な支援が行われる体制づくりに努めます。